

商標使用許諾契約のドラフティング

会員 浅井 敏雄

目次

- I. 商標使用許諾契約の意義
 - 1. 商標使用許諾の意義
 - 2. 商標使用許諾の目的・種類
 - 3. 本稿の検討対象等
 - II. 本来的使用許諾契約のドラフティング
 - 1. 前文及び定義
 - 2. 使用権の許諾及び登録
 - 3. 使用料
 - 4. 使用料の報告及び記録
 - 5. 許諾商標の使用
 - 6. 品質管理
 - 7. 契約期間
 - 8. 解 約
 - 9. 契約終了後の措置
 - 10. 「許諾商標」に関する権利, 紛争等
 - 11. 保証の否認
 - 12. 秘密保持
 - 13. 一般条項・末尾文言
 - III. 禁止権不行使型使用許諾契約のドラフティング
 - 1. 前文及び定義
 - 2. 使用権の許諾
 - 3. 使用料
 - 4. 使用商標の使用
 - 5. 契約期間
 - 6. 解 約
 - 7. 「登録商標」に関する権利, 紛争等
 - 8. 保証の否認
 - 9. 一般条項
- 【本来的使用許諾の「商標使用許諾契約書」】(全文)
 【禁止権不行使型使用許諾の「商標使用許諾契約書」】(全文)

I. 商標使用許諾契約の意義

1. 商標使用許諾の意義

商標の最も基本的な機能は、事業者の商品等を他者の商品等と識別する自他商品識別機能である。そしてかかる機能を前提とし、商標が実際に継続使用されると顧客層において当該商標を付した商品は同一事業者が提供する商品であるとの認識が形成される(出所表示機能)。更に、商標が品質の高い商品に付されこれ

が反復継続して販売されるとその商標が付された商品の品質に対する信頼が形成される。これが品質保証機能であり現代において商標の最も重要な機能となっている。

このような商標には顧客吸引力が生じており、それ自体経済的価値を有する。その結果、第三者がかかる顧客誘引力を利用したいとの需要が生まれ、商標の所有者としてもその財産的活用を欲するようになる。このような状況に必ずなのが商標の使用許諾であり、我が国商標法はこれを許容する(法30条, 31条)。

2. 商標使用許諾の目的・種類

(1) 本来的使用許諾

前述の通り、商標使用許諾の本来的な目的は、著名又は周知商標の顧客吸引力又は信用の利用である。従ってそのような商標許諾(以下「本来的使用許諾」という)においては、商標に化体された信用維持のため、商標使用許諾者(ライセンサー)は被許諾者(ライセンシー)による商標の使用態様や対象製品の品質を積極的にコントロールしようとする。又、商標使用の対価(ライセンス料)も対象製品の売上額ベースとされることが多い。売上額は顧客誘引力の利用度合いを反映していると考えられるからである。

(2) 禁止権不行使型使用許諾

しかし、実務上はこのような使用許諾とは異なる目的の使用許諾もある。即ち、我が国商標法は登録主義(法18条1項)をとり、登録に当たり現実の使用を要求しない。又、商標権の効力としても登録商標と類似範囲にある他人の商標使用を排除する効力(禁止権)を与えている(法37条1号)。

その結果、例えば、Xが商標イを使用したいと考えたところこれと類似関係にあるYの登録済み商標ロを発見したので、XがYと交渉の上Yの許諾を得て商標

イを使用する場合がある。Yとしては、商標ロは現在使用していないし近い将来使用する具体的計画もないので、これを単なるストック商標として登録しておくよりは他人に有償で使用許諾し出願・登録費用を少しでも回収した方が得策と考えた訳である。又、Xとしても、商標ロの登録が3年経過していない為不使用取消審判（法50条）を請求できず、さりとて、他に商標ロと類似しない適切な商標も容易に見つからない等の事情があるので、使用料が受入可能な額であればこれをYに支払い商標イを使用したいと考えた訳である。この場合、当事者間に登録商標ロに化体された顧客誘引力利用の意図はなく、Xに対しYが登録商標ロに係る禁止権を行使しないというに過ぎない（以下このような使用許諾を「禁止権不行使型使用許諾」という）。

従って、禁止権不行使型使用許諾においては、本来的使用許諾とは異なり、ライセンサーは登録商標の信用力維持の為ライセンシーによる使用態様や許諾商品の品質を積極的にコントロールするというよりは、契約で定めた以外の態様での使用を禁止したり、商標法53条の商標登録取消事由に当たる品質誤認行為等を禁止するというような消極的規制を中心にコントロールすることになる。又、ライセンス料も、対象製品の売上額ベースではなく、固定額を一括して支払うものが多い。

禁止権不行使型使用許諾は、厳密に言えば商標法上の使用権の許諾（法30条、31条）ではない。何故なら、商標法上は、商標の専用使用権及び通常使用権は「指定商品又は指定役務について登録商標の使用する権利」（法30条2項、31条2項）であり専用権の範囲でしか設定できず、禁止権の範囲、即ち、登録商標の類似範囲において商標を使用する権利ではないからである。しかし、現実の企業活動においてはこのような商標使用許諾も多いし、契約の自由の原則からかかる契約の有効性を否定する理由はない。

3. 本稿の検討対象等

本稿では、先ず、本来的使用許諾契約のドラフティングについて項目毎に条項例を挙げながらその内容を検討し、次に禁止権不行使型使用許諾契約について同様に検討する。そして末尾には、再契約の全文を掲げている。

なお、これら契約例は、日本企業同士が日本国内

の商標の使用に関し締結することを前提に、他の文献等⁽¹⁾を参考に作成したものである。

II. 本来的使用許諾契約のドラフティング

1. 前文及び定義

【条項例】

商標使用許諾契約書

〇〇株式会社（以下「甲」という）及び株式会社〇〇（以下「乙」という）は、甲から乙に対する商標の使用許諾に関し、以下の通り契約する。

第1条（定義）

本契約において以下の用語はそれぞれ以下の各号に定める意味を有するものとする。

- (1) 「許諾商標」とは、本契約別紙1（許諾商標の表示）により特定される甲の登録商標を意味する。
- (2) 「許諾商品」とは、本契約別紙2（許諾商品の表示）により特定される商品を意味する。
- (3) 商標の「使用」とは商標法第2条第3項各号及び同第4項に定める行為を意味する。
- (4) 「許諾地域」とは、日本国内を意味する。
- (5) 「通常使用権」とは、商標法第31条にいう通常使用権を意味する。
- (6) 「純販売価格」とは、甲が「許諾商品」の販売先に請求する値引き後の価格を意味する。「純販売価格」には消費税及び地方消費税は含まれないものとする。
- (7) 「発効日」とは、本契約の有効期間の開始日を意味し、〇〇年〇〇月〇〇日とする。
- (8) 「四半期」とは、毎年、1月1日、4月1日、7月1日及び10月1日を開始日としその3ヵ月後を終了日とする本契約有効期間中の各期間を意味する。但し、最初の「四半期」の開始日は「発効日」とし、最後の「四半期」の終了日は本契約の終了日とする。

【解説】

(1) 契約書のタイトル：

上記の条項例では「商標使用許諾契約書」としているが、勿論「商標使用権許諾契約書」等でも構わない。

(2) 契約書の印紙

印紙税法上、商標の使用権の許諾又は設定に関する契約書は不課税文書である（同法2条反対解釈）。ちなみに、商標権の譲渡契約は印紙税法別表第一第1号の1文書（無体財産権の譲渡に関する契約書）に該当し記載された契約金額に応じた税額の印紙の貼付を要する。

(3) 契約の当事者

通常は、商標使用の被許諾者（ライセンシー）は一人社であろう。子会社を含む場合の条項例は、拙稿「特許実施許諾条項のドラフティングに関する一考察」（「パテント」Vol.55. No.7 P13, 14）の「3. 実施権の被許諾者（ライセンシー）」の項を参照されたい。

(4) 「許諾商標」

使用許諾の対象となるライセンサーの登録商標である。その特定のためには商標見本、商標登録番号、指定商品又は指定役務、設定登録日等を契約書の添付別紙に記載すれば良い。

(5) 「許諾商品」

この特定は重要である。この特定が不明確であれば「許諾商標」を使用することのできる商品の範囲や使用料の賦課対象が不明確となるからである。従って、その範囲について当事者間で疑義が生じないよう明確かつ正確に特定する必要がある。

(6) 商標の「使用」

商標の使用許諾の場合、特許発明の実施範囲（使用のみか製造、販売を含むか）のように、商標の使用範囲が問題となることはあまりないであろう。条項例では商標法における「使用」の定義をそのまま採用している結果、該定義に含まれる行為全てが許諾対象となる。

(7) 「許諾地域」

「許諾商標」を使用できる地域を意味する。日本国内としている。

(8) 「通常使用権」

一般に知的財産権のライセンスにおいては、許諾される権利の種類・性質として、独占的な権利なのか非独占的な権利なのか、独占的な権利の場合にはライセンサー自身の実施又は使用も禁止される所謂完全独占的権利なのか否か、サブライセンスや譲渡は可能なのか否か等を明確にしなければならない。条項例では、この第1条第(5)号の定義と第2条第1項・第5項により非独占的権利（通常使用権）であり、サブライセン

スや譲渡はできないこと等を明確にしている。

付与される権利が専用使用権である場合や、サブライセンス権付きである場合は、定義や第2条の内容を修正する必要がある。専用使用権の条項例については後述する。

(9) 「純販売価格」

商標使用許諾の対価たる使用料をライセンサーが販売した「許諾商品」の販売額ベースとする場合は、その販売額の定義が必要となる。条項例では値引き後の価格であって消費税及び地方消費税が含まれないものとした。

(10) 「四半期」

販売額ベースの使用料の場合、一定期間毎に販売額を集計し使用料を算出し支払う為、その単位となる期間を定義する必要がある。条項例では、毎年1月1日から始まる3ヵ月単位としている。

2. 使用権の許諾及び登録

【条項例】

第2条（使用権の許諾及び登録）

1. 本契約に従い、甲は、乙が本契約有効期間中「許諾地域」において「許諾商標」を「許諾商品」に「使用」する為の「通常使用権」を許諾するものとする。
2. 乙は、「許諾商標」に関し、前項において明示的に定める以外の権利を有しないものとする。
3. 甲及び乙は、本契約締結後〇日以内に相互に協力して第1項に定める内容の「通常使用権」の設定登録申請を行うものとする。当該設定登録申請から登録までに要する費用（弁理士報酬を含む）は乙が負担するものとする。
4. 甲は、本契約の有効期間満了前に「許諾商標」に係る商標権の存続期間が満了する場合には甲の費用負担にてその更新登録申請を行うものとする。この場合には、当該更新登録申請とともに、甲及び乙は前項に準じ、改めて「通常使用権」の設定登録申請を行うものとする。
5. 乙は、本契約に基づき乙に与えられた権利を、甲の事前の書面による許諾なく、譲渡し、担保に供し、再許諾し、その他方法及び形態の

如何を問わず第三者に「許諾商標」を使用させてはならないものとする。

【解説】

(1) 使用権の許諾

前記条項例は通常使用権の許諾を前提としている。条項例の第2条第1項で許諾内容を明示するとともに、第2項において明示的にも黙示的にもそれ以外の権利が許諾されないことを確認的に規定している。又、商標法上の通常使用権である限り商標権者の承諾なくこれを譲渡したり（法31条3項）、質権を設定したりすることはできず（法31条4項、準特94条2項）、又、再許諾できない⁽²⁾。条項例の第5項はその意味ではこれらを確認する注意的規定である。

(2) 通常使用権の登録

通常使用権は、これを登録すれば商標権をその後取得した第三者にも対抗できる（法31条4項、準特99条1項）。かかる登録をするかしないかは当事者間で自由に定めることができ、逆に言えば、登録の特約がなければライセンサーに登録義務は原則として生じない⁽³⁾。前記条項例第3項は登録する場合の規定である。

(3) 商標権の更新登録申請

使用許諾契約の有効期間満了前に許諾商標に係る商標権の存続期間が満了する場合、商標権者が更新登録申請（法19条2項、20条）義務を負うことは当然と思われるが、念の為、条項例（2条4項）ではその点その際における通常使用権の再登録とともに明記した。

(4) 専用使用権設定の条項例

前記条項例は通常使用権を許諾する場合の条項例であるが、専用使用権（法30条）を設定する場合の条項例を以下に掲げる。通常使用権の登録は対抗要件に過ぎないが、専用使用権の場合は設定登録が効力発生要件である（法30条4項、準特98条1項2号）。特許についてではあるが、専用実施権設定登録までは、別段の合意のない限り、当事者間に独占的通常実施権の許諾契約があったものと解する説が有力と思われる⁽⁴⁾。しかし、疑義が生じないように、以下の条項例（2項）ではこの点を明確化している。

【専用使用権の設定に関する条項例】

第2条（専用使用権の設定等）

1. 本契約に従い、甲は、乙が本契約有効期間中「許諾地域」において「許諾商標」を「許諾商品」に「使用」する為の「専用使用権」を設定するものとし、本契約締結後〇〇日以内に乙とともにその設定登録申請を行うものとする。当該設定登録申請から登録までに要する費用（弁理士報酬を含む）は乙が負担するものとする。
2. 甲は、「発効日」後前項の専用使用権設定登録がなされるまでの間、「許諾商標」について前項の「専用使用権」と同一範囲の通常使用権を乙に許諾する。甲は、前項の「専用使用権」設定登録前といえども、「許諾商標」を自ら「使用」し又は第三者に対しその「使用」を許諾することができないものとする。
3. 甲は、本契約の有効期間満了前に「許諾商標」に係る商標権の存続期間が満了する場合には甲の費用負担にてその更新登録申請を行うものとする。この場合には、当該更新登録申請とともに、甲及び乙は、第1項に準じ、改めて「専用使用権」の設定登録申請を行うものとする。

3. 使用料

【条項例】

第3条（使用料）

1. 乙は、本契約により乙に与えられた権利の対価（以下「使用料」という）として、本契約有効期間中に乙が販売した「許諾商品」の「純販売価格」の〇%相当額を甲に支払うものとする。
2. 乙は、次条第1項に定める「使用料報告書」の提出期限までに、当該「使用料報告書」の報告対象期間に対応する「使用料」を甲に支払うものとする。
3. 乙は、「使用料」について別途該当の消費税額及び地方消費税額を当該「使用料」とともに支払うものとする。又、乙は、これらの支払いを甲指定銀行口座への振込みにより行うものとする。乙は、これらの支払いが一部でも遅延した場合には、その支払期限から現

実の支払日まで年利10%の遅延利息を支払うものとする。

【解説】

前記は使用料を販売額ベースとする場合の条項例である。この他定額方式等様々な方式が考えられる⁽⁶⁾。以下は一括前払い金と年間定額方式の組み合わせ方式の条項例である。

【一括前払い金と年間定額方式の組み合わせ方式の条項例】

第3条（使用料）

1. 乙は、本契約により乙に与えられた権利の対価（以下「使用料」という）として、「発効日」から15日以内に〇〇円を、更に、本契約有効期間中、毎年、「発効日」に回答する日から15日以内に〇〇円を支払うものとする。
2. 乙は、「使用料」について別途該当の消費税額及び地方消費税額を当該「使用料」とともに支払うものとする。又、乙は、これらの支払いを甲指定銀行口座への振込みにより行うものとする。なお、これらの支払いが一部でも遅延した場合には、支払期限から現実の支払日まで年利10%の遅延利息を付すものとする。

なお、使用料の規定自体ではないが、「純販売価格」に関連し、以下のように「許諾商品」の販売・宣伝広告努力に関する条項を置く場合もある。

【許諾商品の販売・宣伝広告努力に関する条項例】

第〇条（「許諾商品」の販売努力及び販売促進）

1. 乙は、第7条に定める契約期間（本契約が更新された場合は当該更新契約期間）中、「許諾商品」の「純販売価格」累計額が別途甲乙書面にて合意する目標金額に達するよう最善の努力を尽くすものとする。
2. 乙は、別途甲乙書面にて合意するところにより、「許諾商品」の販売促進及び広告宣伝活動を行うものとする。

4. 使用料の報告及び記録

【条項例】

第4条（使用料の報告及び記録）

1. 乙は、各「四半期」毎に、当該「四半期」中に乙が販売した「許諾商品」について前条第1項に基づき計算された「使用料」の計算書（以下「使用料報告書」という）を、当該「四半期」の終了日から15日以内に甲に提出するものとする。
2. 乙は、「使用料」対象「許諾商品」の販売に関し、「使用料報告書」の正確性を検証する為に必要な事項を記載した帳簿を作成するものとする。甲は、適正な額の「使用料」が支払われているか否かを確認する為、随時当該帳簿を自ら監査するか、又は、甲が指定し乙が同意する第三者若しくは甲の指定する公認会計士をして当該監査を実施させることができる。但し、当該監査は監査対象「四半期」の終了日から1年以内に行われなければならない。甲は、当該監査に要する全ての費用を負担するものとし、乙は、当該監査の為合理的に必要な協力を自己の費用負担にて行う。
3. 前項の監査の結果、監査対象「四半期」に関し実際に支払われた「使用料」が本来支払われるべき「使用料」に不足することが判明した場合、乙は、甲からその旨書面にて通知を受けた後直ちに当該不足額を支払うものとする。又、乙は、当該不足額が本来支払われるべき額の5%以上である場合、前項にかかわらず、甲が当該監査の為支出した費用全額を甲からの請求書受領後15日以内に支払うものとする。
4. 甲は、本契約の存続中か終了後かを問わず、「使用料報告書」並びに第2項に定める帳簿及び監査により知り得た情報を、適正な額の「使用料」が支払われているか否かを確認する為にのみ使用するものとし、かつ、それらを第三者に開示しないものとする。

【解説】

使用料を販売額や販売数量ベースとする場合、ライ

センサーに一定期間毎に販売額又は販売数量及びそれらに応じた使用料を報告させる必要がある。この場合、通常、ライセンサーに報告の正確性を確認する為の監査権が与えられる。

5. 許諾商標の使用

【条項例】

第5条（許諾商標の使用）

1. 乙は、本契約有効期間中、「許諾商標」を、本契約別紙1に示された表現態様及び使用方法並びにその他甲が随時行う指示（以下、総称して「商標使用基準」という）に従い「使用」するものとする。
2. 乙は、「許諾地域」の内外を問わず、又、本契約の存続中か終了後かを問わず、以下の各号の行為をしてはならないものとする。
 - (1) 「許諾商標」に類似し又はこれと混同する可能性がある商標、商号その他の標識を使用し又は登録すること。
 - (2) 「許諾商標」の識別力を失わせ又はこれに化体された信用を毀損すること。
 - (3) 「許諾商標」を第三者の商品若しくは役務と混同させ又は「許諾商品」の品質を誤認させるおそれのある態様で使用すること。
3. 乙は、「許諾商標」の使用を中止又は終了する場合、速やかにその旨を甲に書面で通知するものとする。

【解 説】

本条項は、許諾商標の表現方法や使用方法等を規定したものである。

第1項は、許諾商標のデザイン、色彩等の表現態様や、「〇〇は株式会社〇〇の登録商標であり、〇〇株式会社が同社の許諾を得て本商品に使用しています。」等の注記に関する要件を別紙又は別途の指示により指定する旨規定したものである。

第2項は、「許諾商標」の信用力等を害する行為を禁止するものである。

6. 品質管理

【条項例】

第6条（品質管理）

1. 乙が「許諾商標」を「使用」することのできる「許諾商品」及びその販売促進資料は、別紙3に規定する品質基準書（甲及び乙が別途書面にて合意するその改訂版を含む。以下「指定品質基準」という）の内容に適合しなければならない。
2. 乙は、次項に定める「見本」に付する場合を除き、甲が「指定品質基準」に適合すると認定した「許諾商品」及びその販売促進資料にのみ「許諾商標」を「使用」することができる。
3. 乙は、前項の認定（以下「認定」という）を受ける為、甲の指示に従い、「許諾商標」を付した「許諾商品」及びその販売促進資料の見本（以下「見本」と総称する）を各〇部無償で甲に提供するものとする。甲は、その受領後10日以内（以下「検査期間」という）に、当該「見本」の「認定」の可否を書面にて乙に通知するものとする。
4. 前項の場合において、甲が「検査期間」内に書面にて「認定」拒否の通知を乙にしなかったときは、当該「見本」は「認定」を受けたものとみなされる。
5. 乙は、その「見本」について「認定」を受けた「許諾商品」又はその販売促進資料に変更を加えようとする場合、事前に当該変更内容を記した書面を甲に提出し、改めて前二項に準じ「認定」を得るものとする。
6. 乙は、毎年2回、4月1日及び10月1日に、その時点において乙が販売している「許諾商品」に係わる「見本」を無償で各〇部甲に提供するものとする。
7. 甲は、「認定」済みの「許諾商品」が「指定品質基準」又は「商標使用基準」に適合していないと判断した場合はいつでも、乙に対し書面にてその旨を通知しかつ「許諾商品」をこれら基準に適合させる為に必要なと甲が判断した改善措置を要求できるものとする。乙は、当該書面受領後速やかに当該改善措置をとるものとし、かつ、当該改善措置が実施されるまでの間、「許諾商品」の製造及び販売を中止するものとする。

8. 乙は、事前に甲の書面による承諾を得ない限り、「許諾商品」の製造を第三者に委託してはならないものとする。
9. 乙は、「許諾商品」にその製造者が乙である旨を明示するものとする。

【解 説】

許諾商標が品質の劣る商品に使用されると許諾商標に化体された信用及び経済的価値が毀損される。又、許諾商品を紹介するパンフレット等（販売促進資料）においても商標が適切な態様で使用される必要もある。そこで、前記条項例では、ライセンサーが許諾商品の品質基準を指定できること（第1項）、ライセンシーはこの基準に適合する製品にのみ「許諾商標」を使用できること（第2項）や、その認定手続、基準不適合時における措置等を規定した。

商標の品質保証機能は、今日商標の最も重要な機能となっているので、ライセンサーがかかる機能維持の為ライセンシーに品質維持に関する要求をすることは、通常合理性があり、独占禁止法上、拘束条件付取引（独占禁止法19条、「不公正な取引方法」（昭和57.6.18公取委告15））等に該当することはないであろう⁽⁶⁾。

なお、許諾商品に製造業者名が明示されておらず許諾商標のみ表示されているような場合、ライセンサーが「当該製造物にその製造業者等と誤認させるような氏名等の表示をした者」（製造物責任法第2条第3項第2号後段）として「製造業者等」に該当すると解される可能性があると思われる。この「誤認」については、前記条項例の第9項のようにライセンシーを製造業者として明示するよう義務付ければ解決できるであろう。

7. 契約期間

【条項例】

第7条（契約期間）

本契約は、「発効日」から〇〇年〇〇月〇〇日まで有効とし、当該期間満了日の3ヵ月前までにいずれの当事者からも相手方に書面にて契約の終了、変更等別段の意思表示がなされない限り、更に〇年間同一条件で更新されるものとし、以後も同様とする。

【解 説】

前記条項例は自動更新付きの条項例である。一般論としては、ライセンシーからすれば、契約期間（更新期間も含む）も不更新の予告期間も長い方が地位の安定や投資回収の観点から有利である。反対に、ライセンサーからすれば、契約後に想定外の事情により契約の早期解消を必要とする状況が生じた場合を想定すると、どちらも短い方が有利である。

8. 解 約

【条項例】

第8条（解 約）

1. 甲は、乙が次の各号の一に該当した場合、何ら催告をすることなく、直ちに本契約を解約できるものとする。
 - (1) 本契約に違反し、かつ、当該違反状態が甲からの通知後1ヵ月以内には是正されないとき。
 - (2) 手形又は小切手が不渡処分を受けたときその他支払停止状態となったとき。
 - (3) 破産の申立、民事再生手続、会社更生手続又は清算開始の申立があったとき。
 - (4) 差押、仮差押、仮処分もしくは競売の申立があったとき、又は租税滞納処分その他公権力の行使を受けたとき。
 - (5) 解散の決議があったとき。
 - (6) 前記各号の他信用状態が著しく悪化したとき。
 - (7) 「許諾商品」の製造又は販売を含む営業を廃止又は譲渡したとき。
 - (8) 乙の議決権付株式の過半数を第三者が直接的又は間接的に取得したときその他乙の支配権を第三者が取得したとき。
 - (9) 「許諾商標」に係る商標権その他知的財産権の有効性又は当該知的財産権が甲に単独で帰属することを直接的又は間接的に争ったとき。
2. 乙は、前項各号の一に該当した場合、直ちに、甲に対する金銭債務全額につき期限の利益を失い、その全額を支払うものとする。
3. 甲は、本契約の契約期間が更新された場合といえども、直前の契約期間中の「許諾商品」

の「純販売価格」累計額が別途甲乙書面にて合意する最低金額に達しなかった場合、3ヵ月以上の予告期間をおいて乙に書面にて通知することにより本契約を解約できるものとする。

【解 説】

第1項の第(1)号から第(6)号までは契約一般に共通な標準的解約事由を列挙したものである。

第(8)号は、ライセンサーにとり好ましくない第三者がライセンシーを買収し支配権を獲得した場合、第(7)号の規定や商標使用权の譲渡禁止条項(第2条第5項)では対応できない為、設けたものである。なお、ここで、「間接的に取得」とは、第三者が子会社や孫会社を通じてライセンシーの株式を取得することを想定している。

第(9)号に関連し、平成11年7月公正取引委員会ガイドライン「特許・ノウハウライセンス契約に関する独占禁止法上の指針」(以下「指針」)第4-3-(4)「不競争義務」では、「ライセンサーがライセンシーに対して、ライセンスされた特許権の有効性について争わない義務を課すことは、本来特許を受けられない技術について特許権が存続し続けることにより、市場における競争秩序に悪影響を及ぼすおそれがある場合には、公正な取引方法に該当し、違法となる(一般指定第13項(排他条件付取引)に該当)」とされている。そこで、これを商標にそのまま当てはめることができるかが問題となる。

確かに、特許の場合ライセンシーはライセンス対象特許が無効になれば以後自由にその特許技術を使用しライセンサーとも競争できる。その意味で無効理由を有する特許の存続は競争阻害要因である。

しかし、著名又は周知商標の顧客吸引力の利用を目的とする本来的使用許諾では、そもそもライセンシーが商標登録を無効にし、又は取消したいと欲するケースが想定し難い。強いて挙げれば、ライセンシーがライセンス契約締結後に許諾商標の登録に商標法第8条(先願)違反の過誤登録があることを発見し、使用料の支払いを免れる為商標登録無効審判(法46条)を申し立てるようなケースであろう。だが、これらの場合、ライセンシーはライセンサーが築いた当該商標の顧客誘引力を無償で利用することになる。

従って、商標の本来的使用許諾において不競争義務を

課すことは独占禁止法上制限されないと思われる。

但し、条項例(8条1項(9)号)では、一応念の為、不競争義務自体は課さずに、「指針」でも問題ないとされている規定、即ち、ライセンシーが商標登録の有効性を争った場合ライセンサーは契約を解約し得る旨を規定した。

第2項は、期限の利益喪失約款である。ライセンシーが倒産等した場合、使用料の本来の支払期限がまだ到来していない場合でもこの条項があれば倒産等と同時に支払期限が到来したとみなされる。その結果、ライセンサーが他の取引でライセンシーに何らかの金銭債務を負っていれば使用料債権とこの債務(ライセンシーから見れば債権)との間で相殺(民法505条以下)をし、実質的に使用料を回収したと同様の経済的効果を得ることができる。

第3項は、一契約期間中における「許諾商品」の最低販売金額を予め定め、この金額に達しないことが判明したとき(本契約では当該契約期間の最終「四半期」の「使用料報告書」提出後に判明することになる)には、例え、契約が自動更新された後でも中途解約可能としたものである。

9. 契約終了後の措置

【条項例】

第9条(契約終了後の措置)

1. 乙は、乙が本契約に違反することなく本契約が終了した場合に限り、本契約終了時点において在庫中又は製造中の「許諾商品」を本契約終了後6ヵ月間に限り販売することができる。但し、この場合、以下の条件が満たされなければならない。
 - (1) 「許諾商品」は「指定品質基準」に適合していなければならないものとする。
 - (2) 乙は、本契約終了日から30日以内に本契約終了時点において在庫中又は製造中の「許諾商品」の種類及び数量に関する報告書を甲に提出するものとする。
 - (3) 乙は、本契約終了後6ヵ月間に販売した「許諾商品」について、第3条及び第4条に準じ「使用料報告書」を甲に提出しかつ「使用料」を支払うものとする。但し、「使用

料報告書」の対象期間は本契約終了日から3ヵ月間及びこれに引き続く3ヵ月間の各期間とし、乙は、当該各期間中に販売された「許諾商品」の「使用料」を各期間終了日から10日以内に支払うものとする。

2. 前項の場合を除き、本契約終了後においては、その終了原因を問わず、乙は、「許諾商標」を使用しないものとする。この場合、乙は、本契約終了時点において在庫中又は製造中の「許諾商品」及びその販売促進資料を甲の指示に従い廃棄し、かつ、当該廃棄を完了した旨の証明書を甲に提出するものとする。
3. 本条の義務は本契約終了後も存続するものとする。

【解 説】

第1項は、ライセンシーが「本契約に違反することなく本契約が終了した場合」に関する規定である。第2項はそれ以外の場合、即ち、契約終了の前にライセンシーによる契約違反があった場合に関する規定である。契約が終了する場合としては、1) 契約期間が満了し更新もしない場合、2) 両当事者間の合意で解約した場合、3) 相手方の契約違反に対し解約権を行使した場合が考えられる。従って、通常、第1項の場合とは1) 又は2) の場合であり、第2項の場合とは3) の場合である。但し、ライセンシーに契約違反があったがあえて解約権を行使することはせず契約期間不更新又は合意解約により契約を終了させた場合は第1項ではなく第2項で処理される。

第1項に該当する場合、ライセンシーとしては契約終了後も一定期間は在庫を販売する機会を与えてほしいと欲するであろう。ライセンサーとしても契約違反がなく、平和的に契約が終了した場合にまでこれを拒絶する理由はないと思われるのでその為の規定を置いたものである。

第2項の場合は、ライセンシーが契約に違反しているので、ライセンシーに在庫品販売の機会を与える必要はない。むしろ、ライセンシーの指示に従いこれを廃棄すべき旨ライセンシーに義務付けている。

10. 「許諾商標」に関する権利、紛争等

【条項例】

第10条（「許諾商標」に関する権利、紛争等）

1. 乙は、i) 「許諾商標」に係る商標権その他全ての知的財産権が甲に単独で帰属すること、及び、ii) 乙は本契約により明示的に許諾された権利以外の権利を有しないことを承認する。
2. 乙は、甲が「許諾商標」に関する権利を保全する為乙による「許諾商標」の使用証拠の提出その他の協力を求めた場合、これに協力するものとする。
3. 乙は、第三者が「許諾商標」に関する甲の権利を侵害していること若しくは「許諾商品」の模倣品が販売され又はそれらのおそれがあることを発見した場合、直ちに甲にその内容を報告するものとする。
4. 甲は、前項の権利侵害若しくは模倣品販売又はそのおそれに対する対抗措置の実施若しくは不実施その他全ての対応を甲単独で決定する権限を有するものとする。乙は、これに関し、甲が必要と判断する内容の協力を行うものとする。
5. 乙は、「許諾商標」の使用に関する乙の過失その他を理由として第三者から甲に対しなされた損害賠償その他一切の請求から甲を防御し免責させるものとする。
6. 本条に基づく乙の義務は本契約終了後も存続するものとする。

【解 説】

第1項は、許諾商標に係る商標権等がライセンサーに留保されること、及び、黙示のライセンスは存在しないことを明確化したものである。

第2項は、許諾商標に対し不使用取消審判が申し立てられた場合、ライセンサーがこれに対抗する為ライセンシーに対し使用証拠（法第50条第2項）の提出を要求できるようにする為の規定である。

第3項は、許諾商標又はこれに類似する商標を第三者が無断使用していることをライセンシーが発見した場合、これをライセンサーに報告すべきことを義務付けたものである。その場合の対応については第4項に規定しているが、ライセンサーの裁量で決定するとし

ている。

これに対し、以下の代替案はライセンサーに侵害排除義務を課すものである。実際に第三者による権利侵害が生じた場合、ライセンサーがかかる義務を履行すればライセンシーとしては問題がない。しかし、そうでない場合に、(非独占的)ライセンシーが差止請求又は損害賠償請求ができるかは問題である。この問題については、主として特許の通常実施権者に関して議論がなされている⁽⁷⁾。これを肯定する学説・判例には民法第423条(債権者代位権)第1項本文の「債権者ハ自己の債権ヲ保全スル為メ其債務者ニ属スル権利ヲ行ウコトヲ得」の適用を肯定するものが多いように思われる。一方、これを否定する学説・判例の論拠は、通常実施権は債権的権利に過ぎず実施許諾者は他の無承諾実施者の行為を排除し通常実施権者の損害を避止する義務まで負うものではないというものである。

とすれば、否定説に立ったとしても、ライセンス契約の中で、ライセンシーはライセンサーに対し侵害排除を請求できる旨特約すれば、ライセンシー(「債権者」)はかかる請求権を被保全権利として、ライセンサー(「債務者」)に属する侵害者に対する差止請求権及び損害賠償請求権を代位行使できるのではないか。以下は、そのように規定した条項例である。

【第三者による侵害に関する追加文例】

第10条(「許諾商標」に関する権利、紛争等)

4. 甲は、前項の権利侵害又はそのおそれに対し差止、損害賠償請求その他必要な対抗措置をとるものとする。乙は、これに関し、甲が必要と判断する内容の協力を行うものとする。

第5項は、例えば、ライセンシーが許諾商標に他の文字・図形・記号等を付加した結果他人の登録商標に類似する結果となったような場合を想定している。

11. 保証の否認

【条項例】

第11条(保証の否認)

甲は、「許諾商標」に係る商標権その他知的財産権の有効性(取消可能性を含む)並びに「許諾

商標」の「使用」が第三者の権利を侵害しないことについて何らの保証もしないものとする。

【解説】

商標の場合、特許の場合⁽⁸⁾ほど、ライセンサーとして、権利の有効性等に関する保証を否認する必要性は高くはないであろう。しかし、無効又は取消の可能性がないとはいえないので、上記のような規定を置いた。

12. 秘密保持

【条項例】

第12条 秘密保持

1. 乙は、本契約の履行上知り得た甲の技術上又は業務上の秘密情報を、本契約履行のためのみ使用し、甲の書面による事前同意なく、第三者に開示・漏洩しないものとする。但し、次の各号のいずれかに該当する情報を除く。
 - (1) 乙がそれを知った時点で、既に合法的に知得していたかもしくは公知となっていた情報、又は、その後乙の故意若しくは過失によらず公知となった情報。
 - (2) 乙が、甲の秘密情報によらず、独自に開発、作成した情報。
 - (3) 乙が第三者から秘密保持義務を負うことなく合法的に入手した情報。
2. 乙は、本契約が終了した場合直ちに、甲から開示を受けた秘密情報を含む資料、物品等、及びそれらの複製物を返還するものとする。本契約終了前であっても、甲から開示を受けた秘密情報の使用目的を達成した場合、秘密情報の使用の必要性が失われた場合、又は甲からの要求があった場合も同様とする。
3. 本条の義務は本契約終了後も存続する。

【解説】

秘密保持に関する規定である。特に説明を要しないであろう。

13. 一般条項・末尾文言

【条項例】

第13条（一般条項）

1. 本契約は、本契約で規定する事項に関する甲乙間の合意の全てを規定したものとし、両者の書面による合意のない限り、他のいかなる契約条件にも優先するものとする。
2. 甲乙間に本契約の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者は誠意をもって協議し解決に努めるものとする。
3. 甲乙間の訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とするものとする。

以上、本契約成立の証として、本書二通を作成し甲乙記名捺印の上、各自その1部を保有するものとする。

〇〇年〇〇月〇〇日

甲

乙

【解 説】

第1項は英文契約における Entire Agreement Clause に類似した規定である。契約締結交渉中には、最終的な契約内容とは異なる、あるいは最終的契約に盛り込まれなかった合意や権利の有効性に関する表明等がなされることがある。この規定は、最終契約に明記されたもの以外の事情が、契約内容に関する当事者の意思解釈に用いられることを禁止し、当事者にとり予想外の契約解釈がされることを防止しようとしたものである。日本法の下では、この規定は、本契約に規定する事項について争う民事訴訟において、当事者から本契約以外の証拠の申し出がなされても証拠能力を欠くとして却下される「証拠制限契約」としての機能を果たすものと思われる。

第2項については特に説明を要しないであろう。この規定はいわば紳士協定に過ぎないので、この規定があってもなくても法的効果は変わらない。

第3項は、第一審の専属管轄裁判所を合意するもの

である（民事訴訟法11条1項）。一般的に言えば、自社の法務担当者や顧問弁護士が行き易い場所にある裁判所が有利であろう。

Ⅲ. 禁止権不行使型使用許諾契約のドラフティング

1. 前文及び定義

【条項例】

商標使用許諾契約書

〇〇株式会社（以下「甲」という）及び株式会社〇〇（以下「乙」という）は、甲から乙に対する商標の使用許諾に関し、以下の通り契約する。

第1条（定義）

本契約において以下の用語はそれぞれ以下の各号に定める意味を有するものとする。

- (1) 「登録商標」とは、本契約別紙1（登録商標の表示）により特定される甲の登録商標を意味する。
- (2) 「本商標権」とは、「登録商標」に係る甲の商標権を意味する。
- (3) 「使用商標」とは、本契約別紙2（使用商標の表示）により特定される商標を意味する。
- (4) 「使用商品・役務」とは、本契約別紙3（使用商品・役務の表示）により特定される商品又は役務を意味する。
- (5) 商標の「使用」とは「使用商品・役務」についての商標法第2条第3項各号及び同第4項に定める行為を意味する。
- (6) 「許諾地域」とは、日本国内を意味する。
- (7) 「発効日」とは、本契約の有効期間の開始日を意味し、〇〇年〇〇月〇〇日とする。

【解 説】

(1) 登録商標、使用商標：

本来的使用許諾では、ライセンサーがライセンシーに対しライセンサーの商標に化体された顧客誘引力を利用させるから、ライセンサーの商標とライセンシーが使用する商標は通常同一である。従って、本来的使用許諾の条項例では、両商標を区別せずともに「許諾商標」としている。

しかし、禁止権不行使型使用許諾では、ライセンサーがライセンシーに対し商標権の禁止権を行使しないこ

とを本質とするから、ライセンシーが使用する商標はライセンサーの商標と類似ではあるものの同一ではない場合も多い。そこで、条項例では、ライセンサーの商標(「登録商標」とライセンシーが使用する商標(「使用商標」)を、それぞれ別個に定義している。

(2) その他：

この条項例では、本来的使用許諾の条項例のような「純販売価格」や「四半期」の定義を置いていない。禁止権不行使型使用許諾では、ライセンス料は、対象商品の売上額ベースではなく固定額を一括して支払う場合が多いと思われるからである。

2. 使用権の許諾

【条項例】

第2条 (使用権の許諾)

1. 本契約に従い、甲は、乙が本契約有効期間中「許諾地域」において「使用商標」を「使用商品・役務」に「使用」することを許諾し、かかる「使用」に対し「本商標権」を行使しないものとする。
2. 乙は、「使用商標」に関し、前項において明示的に定める以外の権利を有しないものとする。
3. 甲は、乙に対し「本商標権」に基づく使用権の設定登録を行う義務を負わないものとする。
4. 乙は、本契約に基づき乙に与えられた権利を、甲の事前の書面による許諾なく、譲渡し、担保に供し、再許諾し、その他方法及び形態の如何を問わず第三者に「使用商標」を使用させてはならないものとする。

【解 説】

(1) 使用権の許諾

条項例では、第1項前段でライセンサーはライセンシーに『「使用商標」を…「使用」することを許諾』しているが、この条項例は禁止権不行使型使用許諾の条項例であるから、むしろ、後段の、ライセンサーがライセンシーに『「本商標権」を行使しないものとする』とする部分が本契約の本質を表している。

(2) 通常使用権の登録

禁止権不行使型使用許諾では、ライセンサーが通常

使用権設定の登録義務を負わない場合が多いと思われるので条項例ではこの点を明確化している。

そもそも、通常使用権は専用権の範囲でしか設定できないので(31条2項)、「使用商標」又は「使用商品・役務」が「登録商標」又はその指定商品又は指定役務と同一ではなく類似範囲にあるに過ぎない場合は通常使用権の設定はできない。仮に便宜上、専用権の範囲で通常使用権を設定登録したとしても、ライセンサーは、「本商標権」をその後取得した第三者に対し、「使用商標」を「使用商品・役務」に使用(類似範囲=禁止権の範囲の使用)をできる権利を対抗(31条4項、準特99条1項)できる訳ではない。却って第三者による「本商標権」に基づく禁止権の行使によって「使用商標」を使用できなくなるおそれがある。

そこで、このようなことを防止するためにはどうしたら良いか。ライセンサーに「使用商標」について「使用商品・役務」を指定商品又は指定役務として商標登録出願をさせ、かつ、それが登録された場合には当該登録「使用商標」についてライセンシーに対する通常使用権の設定登録をさせることが考えられる。以下はその条項例である。

【「使用商標」を登録し通常使用権の設定登録をする条項例】

第〇条 (「使用商標」及びその通常使用権の登録)

1. 甲は、「発効日」から〇日以内に「使用商標」について「使用商品・役務」を指定商品又は指定役務とする商標登録出願をし、かつ、これを登録するため合理的に必要な手続を行うものとする。
2. 前項の出願に基づき「使用商標」が登録された場合、甲は、実際に登録された指定商品又は指定役務の範囲内において、乙が本契約有効期間中「許諾地域」において「使用商標」を「使用商品・役務」に「使用」することを許諾し、かかる「使用」に対し「使用商標」に係る商標権を行使しないものとする。
3. 第1項の出願に基づき「使用商標」が登録された場合直ちに、甲及び乙は、相互に協力して、実際に登録された指定商品又は指定役務の範囲内において、乙が本契約有効期間中

「許諾地域」において「使用商標」を「使用商品・役務」に「使用」するための通常使用権の設定登録申請を行うものとする。

4. 前三項の手續に必要な費用（弁理士報酬を含む）は乙が負担するものとする。
5. 特許庁の審査・審判により「使用商標」が結果的に「使用商品・役務」の全部又は一部について登録に至らなかった場合においても、甲は乙に対し何らの責任を負わないものとする。

3. 使用料

【条項例】

第3条（使用料）

1. 乙は、本契約により乙に与えられた権利の対価（以下「使用料」という）として、「発効日」から15日以内に〇〇円を支払うものとする。
2. 乙は、「使用料」について別途該当の消費税額及び地方消費税額を当該「使用料」とともに支払うものとする。又、乙は、これらの支払いを甲指定銀行口座への振込みにより行うものとする。なお、これらの支払いが一部でも遅延した場合には、支払期限から現実の支払日まで年利10%の遅延利息を付すものとする。

【解 説】

前述の通り、禁止権不行使型使用許諾では、ライセンス料は、本来的使用許諾と異なり、対象製品の売上額ベースではなく、固定額を一括して支払う場合が多いであろう。従って、本来的使用許諾における第4条（使用料の報告及び記録）に相当する条項はない。

4. 使用商標の使用

【条項例】

第4条（「使用商標」の使用等）

1. 乙は、本契約有効期間中、「使用商標」を、本契約別紙2に示された態様でのみ「使用」するものとする。
2. 乙は、「許諾地域」の内外を問わず、又、本

契約の存続中か終了後かを問わず、以下の各号の行為をしてはならないものとする。

- (1) 「使用商標」以外に「登録商標」に類似し又はこれと混同する可能性がある商標、商号その他の標識を使用し又は登録すること。
 - (2) 「登録商標」の識別力を失わせ又はこれに化体された信用を毀損すること。
 - (3) 「使用商標」を第三者の商品若しくは役務と混同させ又は許諾商品の品質を誤認させるおそれのある態様で使用するものとする。
3. 乙は、「使用商標」の使用を中止又は終了する場合、速やかにその旨を甲に書面で通知するものとする。

【解 説】

基本的に本来的使用許諾における第5条と同じ内容である。

5. 契約期間

【条項例】

第5条（契約期間）

本契約は、「発効日」から〇〇年〇〇月〇〇日まで有効とし、当該期間満了日の3ヵ月前までにいずれの当事者からも相手方に書面にて契約の終了、変更等別段の意思表示がなされない限り、更に〇年間同一条件で更新されるものとし、以後も同様とする。

【解 説】

第1項は、本来的使用許諾における第7条と同じ内容である。

なお、本来的使用許諾において契約期間の条項の前にある第6条（品質管理）に相当する条項は、禁止権不行使型使用許諾の性質上置いていない。

6. 解 約

【条項例】

第6条（解 約）

1. 甲は、乙が次の各号の一に該当した場合、何ら催告をすることなく、直ちに本契約を解約で

きるものとする。

- (1) 本契約に違反し、かつ、当該違反状態が甲からの通知後1ヵ月以内に是正されないとき。
 - (2) 手形又は小切手が不渡処分を受けたときその他支払停止状態となったとき。
 - (3) 破産の申立、民事再生手続、会社更生手続又は清算開始の申立があったとき。
 - (4) 差押、仮差押、仮処分もしくは競売の申立があったとき、又は租税滞納処分その他公権力の行使を受けたとき。
 - (5) 解散の決議があったとき。
 - (6) 前記各号の他信用状態が著しく悪化したとき。
 - (7) 「使用商品・役務」を含む営業を廃止又は譲渡したとき。
 - (8) 乙の議決権付株式の過半数を第三者が直接的又は間接的に取得したときその他乙の支配権を第三者が取得したとき。
 - (9) 「登録商標」に関する知的財産権の有効性又は当該知的財産権が甲に単独で帰属することを直接的又は間接的に争ったとき。
2. 乙は、前項各号の一に該当した場合、直ちに、甲に対する金銭債務全額につき期限の利益を失い、その全額を支払うものとする。

【解説】

基本的に本来的使用許諾における第8条と同じ内容である。但し、同条第3項に相当する規定（「許諾商品」の最低販売金額）は、禁止権不行使型使用許諾の性質上置いていない。

本来的使用許諾において解約の条項の後にある第9条（契約終了後の措置）は、禁止権不行使型使用許諾においては特に必要と思われないので、これに相当する規定はない。

7. 「登録商標」に関する権利、紛争等

【条項例】

第7条（「登録商標」に関する権利、紛争等）

1. 乙は、i) 「登録商標」に係る商標権その他全ての知的財産権が甲に単独で帰属すること、及び、ii) 乙は本契約により明示的に許諾された権利以外の権利を有しないことを承認する。

2. 乙は、「使用商標」の使用に関する乙の過失その他を理由として第三者から甲に対しなされた損害賠償その他一切の請求から甲を防御し免責させるものとする。
3. 本条に基づく乙の義務は本契約終了後も存続するものとする。

【解説】

基本的に本来的使用許諾における第10条に対応する条項である。但し、禁止権不行使型使用許諾の性質から、特に必要とは思われない規定は省略している。

8. 保証の否認

【条項例】

第8条（保証の否認）

甲は、「登録商標」に係る商標登録の有効性（取消可能性を含む）並びに「使用商標」の「使用」が第三者の権利を侵害しないことについて何らの保証もしないものとする。

【解説】

本来的使用許諾における第11条と同じ内容である。

9. 一般条項

【条項例】

第9条（一般条項）

1. 本契約は、本契約で規定する事項に関する甲乙間の合意の全てを規定したものとし、両者の書面による合意のない限り、他のいかなる契約条件にも優先するものとする。
2. 甲乙間に本契約の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者は誠意をもって協議し解決に努めるものとする。
3. 甲乙間の訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とするものとする。

以上、本契約成立の証として、本書二通を作成し甲乙記名捺印の上、各自その1部を保有するものとする。

〇〇年〇〇月〇〇日

甲

乙

【解 説】

本来的使用許諾における第 12 条と同じ内容である。

【本来的使用許諾の「商標使用許諾契約書」】

商標使用許諾契約書

〇〇株式会社（以下「甲」という）及び株式会社
〇〇（以下「乙」という）は、甲から乙に対する商
標の使用許諾に関し、以下の通り契約する。

第 1 条（定 義）

本契約において以下の用語はそれぞれ以下の
各号に定める意味を有するものとする。

- (1) 「許諾商標」とは、本契約別紙 1（許諾商標の
表示）により特定される甲の登録商標を意味
する。
- (2) 「許諾商品」とは、本契約別紙 2（許諾商品の
表示）により特定される商品を意味する。
- (3) 商標の「使用」とは商標法第 2 条第 3 項各号
及び同第 4 項に定める行為を意味する。
- (4) 「許諾地域」とは、日本国内を意味する。
- (5) 「通常使用権」とは、商標法第 31 条にいう通
常使用権を意味する。
- (6) 「純販売価格」とは、甲が「許諾商品」の販
売先に請求する値引き後の価格を意味する。
「純販売価格」には消費税及び地方消費税は
含まれないものとする。
- (7) 「発効日」とは、本契約の有効期間の開始日
を意味し、〇〇年〇〇月〇〇日とする。
- (8) 「四半期」とは、毎年、1 月 1 日、4 月 1 日、7
月 1 日及び 10 月 1 日を開始日としその 3 ヶ月
後を終了日とする本契約有効期間中の各期
間を意味する。但し、最初の「四半期」の開
始日は「発効日」とし、最後の「四半期」の
終了日は本契約の終了日とする。

第 2 条（使用権の許諾及び登録）

1. 本契約に従い、甲は、乙が本契約有効期間中
「許諾地域」において「許諾商標」を「許諾
商品」に「使用」する為の「通常使用権」を
許諾するものとする。
2. 乙は、「許諾商標」に関し、前項において明
示的に定める以外の権利を有しないものと
する。
3. 甲及び乙は、本契約締結後〇日以内に相互に
協力して第 1 項に定める内容の「通常使用権」
の設定登録申請を行うものとする。当該設定
登録申請から登録までに要する費用（弁理士
報酬を含む）は乙が負担するものとする。
4. 甲は、本契約の有効期間満了前に「許諾商標」
に係る商標権の存続期間が満了する場合に
は甲の費用負担にてその更新登録申請を行
うものとする。この場合には、当該更新登録
申請とともに、甲及び乙は、前項に準じ、改
めて「通常使用権」の設定登録申請を行うも
のとする
5. 乙は、本契約に基づき乙に与えられた権利を、
甲の事前の書面による許諾なく、譲渡し、担
保に供し、再許諾し、その他方法及び形態の
如何を問わず第三者に「許諾商標」を使用さ
せてはならないものとする。

第 3 条（使用料）

1. 乙は、本契約により乙に与えられた権利の対
価（以下「使用料」という）として、本契約
有効期間中に乙が販売した「許諾商品」の「純
販売価格」の〇％相当額を甲に支払うものと
する。
2. 乙は、次条第 1 項に定める「使用料報告書」
の提出期限までに、当該「使用料報告書」の
報告対象期間に対応する「使用料」を甲に支
払うものとする。
3. 乙は、「使用料」について別途該当の消費税
額及び地方消費税額を当該「使用料」ととも
に支払うものとする。又、乙は、これらの支
払いを甲指定銀行口座への振込みにより行
うものとする。乙は、これらの支払いが一部
でも遅延した場合には、その支払期限から現
実の支払日まで年利 10% の遅延利息を支払

うものとする。

第4条（使用料の報告及び記録）

1. 乙は、各「四半期」毎に、当該「四半期」中に乙が販売した「許諾商品」について前条第1項に基づき計算された「使用料」の計算書（以下「使用料報告書」という）を、当該「四半期」の終了日から15日以内に甲に提出するものとする。
2. 乙は、「使用料」対象「許諾商品」の販売に関し、「使用料報告書」の正確性を検証する為に必要な事項を記載した帳簿を作成するものとする。甲は、適正な額の「使用料」が支払われているか否かを確認する為、随時当該帳簿を自ら監査するか、又は、甲が指定し乙が同意する第三者若しくは甲の指定する公認会計士をして当該監査を実施させることができる。但し、当該監査は監査対象「四半期」末日から1年以内に行われなければならない。甲は、当該監査に要する全ての費用を負担するものとし、乙は、当該監査の為合理的に必要な協力を自己の費用負担にて行う。
3. 前項の監査の結果、監査対象「四半期」に関し実際に支払われた「使用料」が本来支払われるべき「使用料」に不足することが判明した場合、乙は、甲からその旨書面にて通知を受けた後直ちに当該不足額を支払うものとする。又、乙は、当該不足額が本来支払われるべき額の5%以上である場合、前項にかかわらず、甲が当該監査の為支出した費用全額を甲からの請求書受領後15日以内に支払うものとする。
4. 甲は、本契約の存続中か終了後かを問わず、「使用料報告書」並びに第2項に定める帳簿及び監査により知り得た情報を適正な額の「使用料」が支払われているか否かを確認する為にのみ使用するものとし、かつ、それらを第三者に開示しないものとする。

第5条（許諾商標の使用）

1. 乙は、本契約有効期間中、「許諾商標」を、本契約別紙1に示された表現態様及び使用方法並びにその他甲が随時行う指示（以下、総

称して「商標使用基準」という）に従い「使用」するものとする。

2. 乙は、「許諾地域」の内外を問わず、又、本契約の存続中か終了後かを問わず、以下の各号の行為をしてはならないものとする。
 - (1) 「許諾商標」に類似し又はこれと混同する可能性がある商標、商号その他の標識を使用し又は登録すること。
 - (2) 「許諾商標」の識別力を失わせ又はこれに化体された信用を毀損すること。
 - (3) 「許諾商標」を第三者の商品若しくは役務と混同させ又は「許諾商品」の品質を誤認させるおそれのある態様で使用すること。
3. 乙は、「許諾商標」の使用を中止又は終了する場合、速やかにその旨を甲に書面で通知するものとする。

第6条（品質管理）

1. 乙が「許諾商標」を「使用」することのできる「許諾商品」及びその販売促進資料は、別紙3に規定する品質基準書（甲及び乙が別途書面にて合意するその改訂版を含む。以下「指定品質基準」という）の内容に適合しなければならない。
2. 乙は、次項に定める「見本」に付する場合を除き、甲が「指定品質基準」に適合すると認定した「許諾商品」及びその販売促進資料にのみ「許諾商標」を「使用」することができる。
3. 乙は、前項の認定（以下「認定」という）を受ける為、甲の指示に従い、「許諾商標」を付した「許諾商品」及びその販売促進資料の見本（以下「見本」と総称する）を各〇部無償で甲に提供するものとする。甲は、その受領後10日以内（以下「検査期間」という）に、当該「見本」の「認定」の可否を書面にて乙に通知するものとする。
4. 前項の場合において、甲が「検査期間」内に「認定」拒否の通知を乙にしなかったときは、当該「見本」は「認定」を受けたものとみなされる。
5. 乙は、その「見本」について「認定」を受けた「許諾商品」又はその販売促進資料に変更を加えようとする場合、事前に当該変更内容

を記した書面を甲に提出し、改めて前二項に準じ「認定」を得るものとする。

6. 乙は、毎年2回、4月1日及び10月1日に、その時点において乙が販売している「許諾商品」に係わる「見本」を無償で各○部甲に提供するものとする。
7. 甲は、「認定」済みの「許諾商品」が「指定品質基準」又は「商標使用基準」に適合していないと判断した場合はいつでも、乙に対し、書面にてその旨を通知しかつ「許諾商品」をこれら基準に適合させる為に必要と甲が判断した改善措置を要求できるものとする。乙は、当該書面受領後速やかに当該改善措置をとるものとし、かつ、当該改善措置が実施されるまでの間、「許諾商品」の製造及び販売を中止するものとする。
8. 乙は、事前に甲の書面による承諾を得ない限り、「許諾商品」の製造を第三者に委託してはならないものとする。
9. 乙は、「許諾商品」にその製造者が乙である旨を明示するものとする。

第7条（契約期間）

本契約は、「発効日」から〇〇年〇〇月〇〇日まで有効とし、当該期間満了日の3ヵ月前までにいずれの当事者からも相手方に書面にて契約の終了、変更等別段の意思表示がなされない限り、更に〇年間同一条件で更新されるものとし、以後も同様とする。

第8条（解約）

1. 甲は、乙が次の各号の一に該当した場合、何ら催告をすることなく、直ちに本契約を解約できるものとする。
 - (1) 本契約に違反し、かつ、当該違反状態が甲からの通知後1ヵ月以内に是正されないとき。
 - (2) 手形又は小切手が不渡処分を受けたときその他支払停止状態となったとき。
 - (3) 破産の申立、民事再生手続、会社更生手続又は清算開始の申立があったとき。
 - (4) 差押、仮差押、仮処分もしくは競売の申立があったとき、又は租税滞納処分その他公権力の行使を受けたとき。
 - (5) 解散の決議があったとき。

- (6) 前記各号の他信用状態が著しく悪化したとき。
- (7) 「許諾商品」を含む営業を廃止又は譲渡したとき。
- (8) 乙の議決権付株式の過半数を第三者が直接的又は間接的に取得したときその他乙の支配権を第三者が取得したとき。
- (9) 「許諾商標」に係る商標権その他知的財産権の有効性又は当該知的財産権が甲に単独で帰属することを直接的又は間接的に争ったとき。

2. 乙は、前項各号の一に該当した場合、直ちに、甲に対する金銭債務全額につき期限の利益を失い、その全額を支払うものとする。

3. 甲は、本契約の契約期間が更新された場合といえども、直前の契約期間中の「許諾商品」の「純販売価格」累計額が別途甲乙書面にて合意する最低金額に達しなかった場合、3ヵ月以上の予告期間において乙に書面にて通知することにより本契約を解約できるものとする。

第9条（契約終了後の措置）

1. 乙は、乙が本契約に違反することなく本契約が終了した場合に限り、本契約終了時点において在庫中又は製造中の「許諾商品」を本契約終了後6ヵ月間に限り販売することができる。但し、この場合、以下の条件が満たされなければならない。

- (1) 「許諾商品」は「指定品質基準」に適合していなければならないものとする。
- (2) 乙は、本契約終了日から30日以内に本契約終了時点において在庫中又は製造中の「許諾商品」の種類及び内容に関する報告書を甲に提出するものとする。
- (3) 乙は、本契約終了後6ヵ月間に販売した「許諾商品」について、第3条及び第4条に従い「使用料報告書」を甲に提出しかつ「使用料」を支払うものとする。但し、「使用料報告書」の対象期間は本契約終了日から3ヵ月間及びこれに引き続く3ヵ月間の各期間とし、乙は、当該各期間中に販売された「許諾商品」の「使用料」を各期間終了

日から10日以内に支払うものとする。

2. 前項の場合を除き、本契約終了後においては、その終了原因を問わず、乙は、「許諾商標」を使用しないものとする。又、この場合、乙は、本契約終了時点において在庫中又は製造中の「許諾商品」及びその販売促進資料を甲の指示に従い廃棄し、かつ、当該廃棄を完了した旨の証明書を甲に提出するものとする。
3. 本条の義務は本契約終了後も存続するものとする。

第10条（「許諾商標」に関する権利、紛争等）

1. 乙は、i)「許諾商標」に係る商標権その他全ての知的財産権が甲に単独で帰属すること、及び、ii)乙は本契約により明示的に許諾された権利以外の権利を有しないことを承認する。
2. 乙は、甲が「許諾商標」に関する権利を保全する為乙による「許諾商標」の使用証拠の提出その他の協力を求めた場合、これに協力するものとする。
3. 乙は、第三者が「許諾商標」に関する甲の権利を侵害していること若しくは「許諾商品」の模倣品が販売され又はそれらのおそれがあることを発見した場合、直ちに甲にその内容を報告するものとする。
4. 甲は、前項の権利侵害若しくは模倣品販売又はそのおそれに対する対抗措置の実施若しくは不実施その他全ての対応を甲単独で決定する権限を有するものとする。乙は、これに関し、甲が必要と判断する内容の協力を行うものとする。
5. 乙は、「許諾商標」の使用に関する乙の過失その他を理由として第三者から甲に対しなされた損害賠償その他一切の請求から甲を防御し免責させるものとする。
6. 本条に基づく乙の義務は本契約終了後も存続するものとする。

第11条（保証の否認）

甲は、「許諾商標」に係る商標権その他知的財産権の有効性（取消可能性を含む）並びに「許諾商標」の「使用」が第三者の権利を侵害しないことについて何らの保証もしないものとする。

第12条 秘密保持

1. 乙は、本契約の履行上知り得た甲の技術上又は業務上の秘密情報を、本契約履行のためにのみ使用し、甲の書面による事前同意なく、第三者に開示・漏洩しないものとする。但し、次の各号のいずれかに該当する情報を除く。
 - (1) 乙がそれを知った時点で、既に合法的に知得していたかもしくは公知となっていた情報、又は、その後、乙の故意又は過失によらず公知となった情報。
 - (2) 乙が、甲の秘密情報によらず、独自に開発、作成した情報。
 - (3) 乙が第三者から秘密保持義務を負うことなく合法的に入手した情報。
2. 乙は、本契約が終了した場合直ちに、甲から開示を受けた秘密情報を含む資料、物品等、及びそれらの複製物を返還するものとする。本契約終了前であっても、甲から開示を受けた秘密情報の使用目的を達成した場合、秘密情報の使用の必要性が失われた場合、又は甲からの要求があった場合も同様とする。
3. 本条の義務は本契約終了後も存続する。

第13条（一般条項）

1. 本契約は、本契約で規定する事項に関する甲乙間の合意の全てを規定したものとし、両者の書面による合意のない限り、他のいかなる契約条件にも優先するものとする。
2. 甲乙間に本契約の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者は誠意をもって協議し解決に努めるものとする。
3. 甲乙間の訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とするものとする。

以上、本契約成立の証として、本書二通を作成し甲乙記名捺印の上、各自その1部を保有するものとする。

〇〇年〇〇月〇〇日

甲

乙

【禁止権不行使型使用許諾の「商標使用許諾契約書」】

商標使用許諾契約書

〇〇株式会社（以下「甲」という）及び株式会社〇〇（以下「乙」という）は、甲から乙に対する商標の使用許諾に関し、以下の通り契約する。

第1条（定義）

本契約において以下の用語はそれぞれ以下の各号に定める意味を有するものとする。

- (1) 「登録商標」とは、本契約別紙1（登録商標の表示）により特定される甲の登録商標を意味する。
- (2) 「本商標権」とは、「登録商標」に係る甲の商標権を意味する。
- (3) 「使用商標」とは、本契約別紙2（使用商標の表示）により特定される商標を意味する。
- (4) 「使用商品・役務」とは、本契約別紙3（使用商品・役務の表示）により特定される商品及び/又は役務を意味する。
- (5) 商標の「使用」とは「使用商品・役務」についての商標法第2条第3項各号及び同第4項に定める行為を意味する。
- (6) 「許諾地域」とは、日本国内を意味する。
- (7) 「発効日」とは、本契約の有効期間の開始日を意味し、〇〇年〇〇月〇〇日とする。

第2条（使用権の許諾）

1. 本契約に従い、甲は、乙が本契約有効期間中「許諾地域」において「使用商標」を「使用商品・役務」に「使用」することを許諾し、かかる「使用」に対し「本商標権」を行使しないものとする。
2. 乙は、「使用商標」に関し、前項において明示的に定める以外の権利を有しないものとする。
3. 甲は、乙に対し「本商標権」に基づく使用権の設定登録を行う義務を負わないものとする。
4. 乙は、本契約に基づき乙に与えられた権利を、甲の事前の書面による許諾なく、譲渡し、担保に供し、再許諾し、その他方法及び形態の如何を問わず第三者に「使用商標」を使用させてはならないものとする。

第3条（使用料）

1. 乙は、本契約により乙に与えられた権利の対

価（以下「使用料」という）として、「発効日」から15日以内に〇〇円を支払うものとする。

2. 乙は、「使用料」について別途該当の消費税額及び地方消費税額を当該「使用料」とともに支払うものとする。又、乙は、これらの支払いを甲指定銀行口座への振込みにより行うものとする。なお、これらの支払いが一部でも遅延した場合には、支払期限から現実の支払日まで年利10%の遅延利息を付すものとする。

第4条（「使用商標」の使用等）

1. 乙は、本契約有効期間中、「使用商標」を、本契約別紙1に示された表現態様でのみ「使用」するものとする。
2. 乙は、「許諾地域」の内外を問わず、又、本契約の存続中か終了後かを問わず、以下の各号の行為をしてはならないものとする。
 - (1) 「使用商標」以外に「登録商標」に類似し又はこれと混同する可能性がある商標、商号その他の標識を使用し又は登録すること。
 - (2) 「登録商標」の識別力を失わせ又はこれに化体された信用を毀損すること。
 - (3) 「使用商標」を第三者の商品若しくは役務と混同させ又は、「許諾商品」の品質を誤認させるおそれのある態様で使用するものとする。
3. 乙は、「使用商標」の使用を中止又は終了する場合、速やかにその旨を甲に書面で通知するものとする。

第5条（契約期間）

本契約は、「発効日」から〇〇年〇〇月〇〇日まで有効とし、当該期間満了日の3ヵ月前までにいずれの当事者からも相手方に書面にて契約の終了、変更等別段の意思表示がなされない限り、更に〇年間同一条件で更新されるものとし、以後も同様とする。

第6条（解約）

1. 甲は、乙が次の各号の一に該当した場合、何ら催告をすることなく、直ちに本契約を解約できるものとする。
 - (1) 本契約に違反し、かつ、当該違反状態が甲からの通知後1ヵ月以内に是正されないとき。
 - (2) 手形又は小切手が不渡処分を受けたときそ

の他支払停止状態となったとき。

- (3) 破産の申立，民事再生手続，会社更生手続又は清算開始の申立があったとき。
- (4) 差押，仮差押，仮処分もしくは競売の申立があったとき，又は租税滞納処分その他公権力の行使を受けたとき。
- (5) 解散の決議があったとき。
- (6) 前記各号の他信用状態が著しく悪化したとき。
- (7) 「使用商品・役務」を含む営業を廃止又は譲渡したとき。
- (8) 乙の議決権付株式の過半数を第三者が直接的又は間接的に取得したときその他乙の支配権を第三者が取得したとき。
- (9) 「登録商標」に関する知的財産権の有効性又は当該知的財産権が甲に単独で帰属することを直接的又は間接的に争ったとき。

2. 乙は，前項各号の一に該当した場合，直ちに，甲に対する金銭債務全額につき期限の利益を失い，その全額を支払うものとする。

第7条（「登録商標」に関する権利，紛争等）

1. 乙は，i) 「登録商標」に係る商標権その他全ての知的財産権が甲に単独で帰属すること，及び，ii) 乙は本契約により明示的に許諾された権利以外の権利を有しないことを承認する。
2. 乙は，「使用商標」の使用に関する乙の過失その他を理由として第三者から甲に対しなされた損害賠償その他一切の請求から甲を防御し免責させるものとする。
3. 本条に基づく乙の義務は本契約終了後も存続するものとする。

第8条（保証の否認）

甲は，「登録商標」に係る商標登録の有効性（取消可能性を含む）並びに「使用商標」の「使用」が第三者の権利を侵害しないことについて何らの保証もしないものとする。

第9条（一般条項）

1. 本契約は，本契約で規定する事項に関する甲乙間の合意の全てを規定したものとし，両者の書面による合意のない限り，他のいかなる契約条件にも優先するものとする。
2. 甲乙間に本契約の解釈その他につき疑義又は

紛争が生じた場合には，両当事者は誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

3. 甲乙間の訴訟については，東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とするものとする。

以上，本契約成立の証として，本書二通を作成し甲乙記名捺印の上，各自その1部を保有するものとする。

〇〇年〇〇月〇〇日

甲

乙

注

- (1) 本稿の条項例，解説等に関しては，『商標ライセンスの実務（海外編）』（日本知的財産協会，1999年），山本孝夫「商標ライセンス契約」辰巳直彦他編『＜解説実務書式体系18＞ 知的財産権Ⅲ 研究開発・ライセンス』285頁～346頁（三省堂，1996年）等を参考にした。
- (2) 中山信弘編著『注解特許法 第三版 上巻』829頁〔中山信弘〕（青林書院，平成12年）参照
- (3) （特許発明の通常実施権に関し，）「実施権者は当然には特許権者に対し通常実施権につき設定登録手続をとるべきことを求めることはできないというべく，これを求めることができるのはその旨の特約がある場合に限られる」（昭和48年4月20日最高裁判決（昭和47年（オ）第395号，特許権の通常実施権設定登録等請求事件）（判例タイムズ295号258頁）。
- (4) 吉藤幸朔，熊谷健一補訂『特許法概説 第13版』567頁（有斐閣，2001年）注3）。
- (5) ライセンスの対価の算定方式については，石田正泰監修／発明協会編『ライセンス契約実務ハンドブック』64頁以下（発明協会，平成12年）に詳しい。
- (6) 伊従 寛・上杉 秋則 編『知的所有権と独占禁止法入門編』（別冊NBL no.52）180頁（社）商事法務研究会，平成10年）参照。EUでは，商標ライセンス契約において，商品の品質維持のためにライセンサーの指示を遵守する義務等は，通常ローマ条約85条第1項には該当しないとする。
- (7) 前掲吉藤・熊谷568頁以下，前掲中山830頁以下参照
- (8) 特許ライセンスにおける権利保証の否認条項については，拙稿「特許実施許諾条項のドラフティングに関する一考察」（「パテント」Vol. 55, No.7 P21）を参照されたい。（原稿受領 2003.11.27）